

令和元年 川崎市提案(共同提案含む) 提案内容と結果 (5件)

		提 案		結 果	
		項目	内容	区分	回答・対応内容
令和元年	1	地方交付税法第17条の3における交付税検査の簡素化	地方交付税法における交付税検査について、普通交付税不交付団体の場合、実地検査ではなく、書面検査を原則とすること。	対応不可	地方交付税法において、「交付税の額の算定に用いた資料に関し」検査を行わなければならないとしている。「普通交付税の算定に関する資料」とは、総務大臣の定める様式のほか、道路台帳、河川台帳、港湾台帳などが挙げられるところ、膨大かつ多岐にわたるこれらの資料について、実際の施設等に基づき適正に作成されていることを含めて確認を要することを踏まえると、書面による検査はなじまない。
	2	地方創生推進交付金申請時の事務処理期間の確保	地方創生推進交付金申請時において、早期に補助認定要件等を示すなど、十分な事務処理期間を確保すること。	対応不可	改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とするものとする提案として処理
	3	マイナンバー制度における適切な情報提供	マイナンバー制度の見直し等に関し、早期の情報提供や事前協議を行うとともに、地方自治体の通知等に関する問い合わせへの見解を早期に示すこと	対応	データ標準レイアウトの改版については、データ標準レイアウトを早期に地方公共団体に提示し、情報連携開始までの改版に係るスケジュールを遵守するなど、地方公共団体が改版に伴う事務を円滑に行うことができるよう努める。
	4	認可外保育施設の保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日の解釈の明確化	認可外保育施設について、保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日を「誕生日（いわゆる満年齢）」として運営している施設が国の指導監督基準を満たしている旨の解釈を明確にすること。	対応	子どもの年齢の基準日の判断については、その基本的な考え方及び指導監督を実施する地方公共団体において施設ごとに行うことができることを明確にするため、地方公共団体に令和元年度中に通知する。
	5	学校給食費の公会計化に伴う生活保護制度の教育扶助（学校給食費）における支給方法の明確化	生活保護制度での学校給食費等教育扶助について、学校給食費が公会計化されても代理納付できるよう、代理納付先に地方自治体の長等を加える。	対応	学校給食をはじめとする教育扶助については、現物給付によって行うことができる旨を明確化し、地方公共団体に周知するとともに、公会計化に伴い学校給食費等を徴収・管理することとなった地方公共団体の長等に対して支払うことを可能とする。

令和元年 指定都市市長会提案 提案内容と結果（対応可能:14件中10件）

※対応可能となったもののみ記載しています。

		提 案		回答・対応内容
		項目	内容	
令和元年	1	交通広場等における容積率制限の特例要件の緩和	建築基準法上の容積率不算入部分として交通広場等を取り扱うこと（交通広場等の床面積を、容積率の不算入部分として取り扱うよう、見直すこと。）	建築物の容積率の算定については、交通広場等を専ら道路交通の用に供する部分又は屋内的用途に供しない部分として判断できる場合、当該部分を床面積に算入しないことを、特定行政庁及び指定確認検査機関に令和元年度中に通知する。（通知済み）
	2	所有者不明空き家に対する地方公共団体への財産管理人選任申立権の付与	所有者不明空き家に関し、地方公共団体（市町村）への財産管理人選任の申立権を付与すること。また、地方公共団体が申立人となった場合は、財産管理人選任申立に係る予納金は国費で充当する仕組みとすること。	空家等対策における財産管理制度の活用については、債権を有していない場合であっても、市町村）が行った不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任の申立てが認められた事例を、空家等対策において市町村が果たす役割を明示しつつ、市町村に令和2年中に周知する。
	3	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いについての明確化	空家等対策の推進に関する特別措置法改正支援を行うこと。	代執行又は略式代執行により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いについては、市町村において、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、市町村に令和2年中に周知する。また、動産の取扱いを法で規定することについては、附則2項に基づき、施行後5年を経過した場合において行う。
	4	生活保護法における介護機関の指定に関するみなし規定の範囲の拡大	生活保護法第54条の2別表第2下欄に、介護保険法各条項に規定される「指定の効力の停止が行われた場合」を追加すること。	関係府省における予算編成過程での検討を求める。生活保護法による指定介護機関については、介護保険法による指定の効力の停止が行われた場合に、連動して生活保護法による指定の効力も停止する。
	5	自立支援医療（精神通院）の支給認定の有効期間等の延長	自立支援医療（精神通院）の支給期間を現行の1年から2年に延長すること。	自立支援医療に係る支給認定の有効期間については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。
	6	老人福祉法施行規則に基づく届出書類等の簡素化	介護事業者等が行う介護保険法及び老人福祉法に係る申請手続について、提出書類の統一等による簡素化を行うこと。	老人福祉法に基づく施設の設置の届出等に係る文書については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図る観点から、令和元年度中に省令を改正し、簡素化する。
	7	障害児入所施設における重度障害児支援加算費の適用要件の緩和について	重度障害児支援加算費の適用要件について、障害児入所施設の小規模グループケア化に対応できるよう、加算対象の施設要件を緩和すること。	障害児入所施設における重度障害児支援加算費に係る施設要件については、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」における議論を踏まえるとともに、地域の実情にも配慮した上で、小規模グループケアに対応した要件とすることを含め検討し、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。
	8	地域型保育事業の確認の効力の制限の廃止	地域型保育事業の確認の効力について、特定教育・保育施設型と同様、施設の所在市町村が確認を行うことで無条件で全国に効力を有するよう措置すること。	特定地域型保育事業者の確認については、確認に係る事業所の所在する市町村の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。
	9	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の一元化	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管を内閣府に一元化し、特に、施設整備に係る交付金については、補助率を一律とすること。	保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。
	10	各種選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における未使用の投票用紙の保存期間の見直し	未使用の投票用紙の保存期間については、選挙等の効力の確定までの期間とすること	最高裁判所裁判官国民審査及び各種選挙における未使用の投票用紙の保存期間については、保存スペースの確保などの支障を踏まえ、法制的な面等から可能な方策を検討し、令和元年度中に結論を得る。

令和元年 他都市提案への共同参画 提案内容と結果（対応可能:94件中51件）

※対応可能となったもののみ記載しています。

	提案内容	対応結果
1	マイナンバーカード及びマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間相違によるトラブル回避策	個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新手続を円滑に行うことができるようにするため、地方公共団体情報システム機構から更新時期の近づいた者に更新手続の留意事項等々を通知する旨及びその内容を、地方公共団体に通知する。
2	外国人受入環境整備交付金の運用改善	外国人受入環境整備交付金については、令和2年度交付分からは、前年度の12月までに事業の概要について事務連絡等により地方公共団体に周知する。
3	マイナンバーカード等の手続きにおける留意点の提示	個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新手続を円滑に行うことができるようにするため、地方公共団体情報システム機構から更新時期の近づいた者に更新手続の留意事項等々を通知する旨及びその内容を、地方公共団体に通知する。
4	普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加	普通地方公共団体の支出の方法については、災害時のやむを得ない場合に、地方公共団体の職員が、必要な経費を簡易な手続で迅速に支出できる運用方法を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。
5	災害に係る住家の被害認定基準運用指針における混構造住家の判定方法の明確化	木造と非木造の混構造の場合における住家の被害の状況の調査については、原則として、建物の主たる構造に基づいて調査・判定することを、「主たる構造」の考え方も含め、令和元年度中に地方公共団体に通知するとともに、災害に係る住家の被害認定に関する内閣府ホームページに掲載する。また、住家の被害認定調査業務に関する説明会等において周知する。
6	財政事情等ヒアリング1月実施分の意義の明確化	財政事情等ヒアリング（1月実施分）については、都道府県及び指定都市の事務負担の軽減を図るため、令和元年度中に調査項目を削減するとともに、調査様式を簡素化する。
7	交通安全対策特別交付金の交付決定の前倒し	交通安全対策特別交付金の交付決定（3月交付分）については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。
8	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和	森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。
9	マイナンバーカードの追記欄の余白がなくなった場合のシール添付対応の実施	個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付申請（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平26総務省令85）29条1項）については、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議）において検討することとされている券面表記の見直し等の状況を踏まえ、追記欄の拡大を含めた申請者及び市町村（特別区を含む。）の負担軽減を図るための方策について検討し、令和4年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
10	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業に対する交付方法の見直し	地域女性活躍推進交付金の市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が行う事業については、当該交付金交付要綱を改正し、都道府県の予算計上を要することなく国から市町村に当該交付金を直接交付することを令和2年度に実施する同事業から可能とする。
11	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業着手の早期化	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち、施設整備事業及び機械導入事業については、事業計画等の策定手続の迅速化に資するよう、講習会の開催や計画の策定に係る留意事項の周知等必要な支援を令和2年度中に実施する。
12	養蜂振興法に基づく転飼許可に係る基準の明確化等	転飼の許可及び蜂群配置の適正等を図るための措置については、都道府県における円滑かつ適正な事務の実施に資するよう、有識者、関係団体及び都道府県の参加を得て調査等を行い、転飼の許可及び措置の実施に当たって参考となる科学的知見等を令和3年度中を目途に都道府県に情報提供する。
13	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和	森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。
14	農業次世代人材投資事業における新規就農者に対する就農状況確認及び訪問に係る運用の弾力化	農業人材力強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業（経営開始型）に係る就農状況の現地確認及びサポートチームの訪問については、現状のサポート体制に関する実態調査を行った上で、適切な指導等が確保されることを前提に、現地確認及び訪問の回数や方法の見直しを含め、効率的かつ効果的なサポート体制の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
15	都道府県が実施する委託訓練において、「委託先期間の定まる卒業要件を修了要件とすることができる委託先期間」の要件緩和	委託訓練のうち、長期高度人材育成コースについては、訓練期間内に資格試験は実施されているが合格発表は行われないものであっても、求職者が国家資格等の取得により安定した就職に結びつくものは、合格発表を含めて訓練期間内に行われるようにするための調整を要する一定期間に限り、令和3年度から訓練を設定可能とし、令和元年度中に地方公共団体に周知する。

	提案内容	対応結果
16	旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地についての用途廃止時の運用の見直し	市町村等が国から譲与を受けた道路等について、公共的性格があると認められる道路等の設置は、農業用以外であっても、農業者も利用できるものである場合は、代替道路等の設置に該当し、国への返還を要さずに用途廃止が可能であることを地方公共団体に通知する。
17	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に係る市町村計画を作成することができる基準の緩和	草地畜産基盤整備事業については、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭29法182）に基づく市町村計画を作成することができる市町村の基準を満たさない市町村においても、当該事業の活用により畜産振興が図られるよう、市町村計画の作成を必須とする実施要件を見直す方向で検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
18	公営競技の施行団体の指定に関する都道府県経由の廃止	競馬を行うことができる市町村（特別区を含む。）の指定手続及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定手続において、指定都市が申請を行う場合の都道府県経由事務については、令和2年度分から廃止する。
19	地域未来都市促進法等に基づく計画を作成して工業団地等を拡張する場合の農用地区域からの除外における弾力的な運用	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（以下「農村産業法」という。）に定められた基本方針又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来法」という。）に定められた基本方針に基づいて行う農用地区域内における工場や工業団地の拡張については、やむを得ず産業導入地区又は土地利用調整区域に農地を含める場合において、都道府県等が基本計画に具体的な方針を定めるに当たって考慮すべき事項を明らかにし、都道府県知事が、市町村が策定する実施計画又は土地利用調整計画に同意する場合の判断に当たって、地域の実情に応じた産業振興、地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点を踏まえ、地域の実態に即して都道府県知事が総合的に判断するものであることと併せて、地方公共団体に令和元年度中に通知する。また、工業団地等の拡張を行った事例とその事例において拡張可能と判断された理由等の考え方について整理の上、併せて周知する。
20	環境省等所管法令における立入検査に係る身分証明書の統合	各法令で定められている立入検査に係る身分を示す証明書については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、各法令の趣旨・目的に鑑み、様式の規格の統一化等について課題等を整理しながら検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
21	生活保護費返還金等の徴収又は収納の私人委託	費用返還義務、費用等の徴収等に基づき生じる債権の収納の事務については、私人に委託することを可能とする。
22	医療従事者の籍（名簿）登録まっ消（削除）申請に係る手続きの柔軟化	医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の死亡の理由による籍（名簿）登録の抹消（削除）申請書の添付書類については、原本と相違ない旨の証明を附さずとも死亡診断書及び死体検案書は写しの使用が可能となるよう、「医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について」（昭35厚生省医務局長）を令和元年度中に改正する。
23	文部科学大臣が指定する看護師学校等の指定申請書及び変更承認申請書等の都道府県経由事務の廃止	文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県経由事務の廃止については、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
24	保健師助産師看護師法施行令等に基づく公私立大学の申請・届出における都道府県経由事務の廃止	文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県経由事務の廃止については、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
25	首長申立てを行う市町村の基準の明確化	市町村長（特別区の長を含む。）が、精神障害者、知的障害者及び65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときに行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の申立事務を迅速に行う観点から、当該事務の実態等を調査するとともに、地方公共団体等の意見やこれまでの運用経緯等を踏まえつつ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26	生活保護ケースワーカーの要件「社会福祉主事」資格の緩和	社会福祉主事任用資格に係る指定科目については、令和元年度中に通知を改正し、指定科目の科目名称と完全に一致しない場合であっても、同等の教育内容が含まれていれば、当該指定科目として取り扱うこととする。
27	医師法、歯科医師法、薬剤師法に基づく届出のオンライン化	医師法、歯科医師法及び薬剤師法に基づく届出については、令和4年度の届出からのオンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28	後期高齢者医療保険料の特別徴収対象年金の優先順位の見直し	後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
29	後期高齢者医療保険料の特別徴収開始時期に関する見直し	後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案内容	対応結果
30	後期高齢者医療保険料の特別徴収の金額変更に関する見直し	後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
31	後期高齢者医療制度における保険料が還付となった場合の特別徴収の継続	後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
32	精神保健及び精神障害福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準の明確化	矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報については、通報の対象となる収容者を明確にするとともに、通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するための方策を、都道府県及び指定都市等に令和2年中に通知する。
33	不要財産納付時の公立大学法人に係る定款変更について、議会の議決及び各省庁の認可の廃止	公立大学法人を含む地方独立行政法人における、不要財産納付認可時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決については、各団体の判断により、同時に議案を提出することが可能であることを、地方公共団体に通知する。
34	特定地域型保育事業の確認の効力の拡大について	特定地域型保育事業者の確認については、確認に係る事業所の所在する市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。
35	地域型保育事業の確認の効力の制限の廃止	特定地域型保育事業者の確認については、確認に係る事業所の所在する市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。
36	ひとり親家庭等の支援事業に関する自治体への調査権限の付与	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金については、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下この事項において「都道府県等」という。）の事務負担の軽減及び当該給付金の適正な支給を図る観点から、申請者が支給要件に該当することを都道府県等が確認するに当たり、申請者が離婚後に戸籍を他の市町村（特別区を含む。）に移した場合等、申請者の状況に応じて必要となる添付書類等について、改めて都道府県等に通知する。
37	児童扶養手当に係る2分の1の支給を停止する減額措置の見直し	児童扶養手当の一部支給停止の適用除外に係る届出については、受給資格者の提出書類の簡素化を図るなど、受給資格者や届出を受理する地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
38	休日における共同保育の実施可能化	施設型給付費等に係る休日保育加算（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平27内閣府告示49）1条46号）については、子ども・子育て会議の意見を聴いた上で、休日に複数の施設が持ち回りにより共同保育を実施する場合も対象とすることについて検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
39	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る勤務証明書の発行・収集業務の負担軽減	施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・処遇改善等加算Ⅰ（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平27内閣府告示49）1条21号）の加算率の認定に係る個々の職員の実験年数の確認については、職歴証明書によらず、年金加入記録等の個々の職員の職歴が把握・推認される資料による確認が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。
40	企業主導型保育事業に係る助成決定の迅速な情報共有	企業主導型保育事業については、「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」における意見を踏まえ、保育施設への助成決定等に係る情報を企業主導型保育事業実施機関から地方公共団体へ提供するよう、令和元年度中を目途に企業主導型保育事業費補助金実施要綱等を改正する。
41	里帰り出産等における一時預かり事業の対応の明確化について	里帰り出産等における一時預かり事業の実施については、里帰り先の市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が適当であると判断した場合、住所地市町村の保育所等に在籍している児童を当該事業の対象とすることが可能であること、この場合における当該事業が子ども・子育て支援交付金（子ども・子育て支援法の対象になること等を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。
42	タクシーの営業区域の変更に係る市町村長から国土交通大臣に対する要請権限の創設	地方運輸局長が定める一般乗用旅客自動車運送事業における営業区域の単位の変更については、地域公共交通会議における協議事項に含まれることを明確化するため、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平18国土交通省自動車局長）を改正し、地域公共交通会議における関係者の意見も踏まえながら地方運輸局長が営業区域を見直した事例と併せて、令和元年度中に地方運輸局及び地方公共団体に通知する。
43	公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の回収事務を私人に委託できるように求める制度改正	公営住宅の明渡し請求後に明渡義務を履行しないこと等に基づく損害賠償金については、当該損害賠償金の徴収事務の円滑かつ効率的な実施に資するよう、当該事務のうち、私人に委託することが可能な事実行為又は補助行為の範囲を明確にした上で、その運用について留意事項とともに、地方公共団体に令和元年度中に通知する。

	提案内容	対応結果
44	一般旅客自動車運送事業に係る許可申請から運行開始までに掛かる期間の短縮	一般乗合旅客自動車運送事業の許可に係る手続のうち、同事業の遂行に必要な法令の知識を有することを確認する試験については、許可の申請をしようとする者が地方公共団体からの運行の委託を受けようとする場合には、当該申請前の受験を可能とし、令和元年度中に必要な措置を講ずる。
45	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いについての明確化	代執行又は略式代執行により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いについては、市町村において、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針」（平27国土交通省住宅局）を改正し、市町村に令和2年中に周知する。 また、動産の取扱いを法で規定することについては、施行後5年を経過した場合において行う検討の際に併せて検討を行う。
46	住宅・土地統計調査における調査票の二段階配布方式の見直し	住宅・土地統計調査における調査票の配布方法については、令和2年の国勢調査及び住宅・土地統計調査に係る令和4年に予定される試験調査の状況等を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
47	自家用自動車で行う高齢者移動ボランティア活動に要する保険料の収受可能化	法における許可又は登録を要しない運送において収受可能としている金銭（「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」（平30国土交通省自動車局旅客課長））については、特定非営利活動法人等が車両に関して任意保険に加入する場合における、当該保険料への地方公共団体からの補助が含まれることを、地方運輸局及び地方公共団体に令和元年度中に通知する。
48	未登記空家に係る不動産登記法の表題部記載事項等に相当する固定資産税情報の調査権限の付与	特定空家等の発生を予防する観点から市町村が実施する空家等対策については、所有者の注意を喚起するための取組事例の調査及び所有者の同意がなくとも固定資産課税台帳情報のうち空家等に係る基本的な情報（建築年数、構造、面積等）の利活用を行う必要性等について判断を行うための調査を市町村に対し行った上で、必要な方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づき必要な措置を講ずる。
49	地籍調査における筆界確認の調査手法の見直し	地籍調査における筆界の確認については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、筆界案の郵送等を含めた土地所有者等の筆界確認手法の多様化や、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるような調査手続の見直し等を行う方向で検討し、令和2年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
50	小学校専科教員に対する小学校教諭免許状の授与要件の緩和	中学校教諭免許状所有者が小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数については、中学校における教員としての在職年数と同様に、小学校における教員としての在職年数も算入する方向で検討し、中央教育審議会での議論も踏まえ、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
51	学校給食における前日調理の規制の緩和	学校給食における前日調理については、学校給食衛生管理基準において、食中毒予防の観点から原則として行わないこととしているが、当該基準は、学校設置者の責任において安全性を確保した上で前日調理を実施することを一律に排除しているものではないことを明確化するため、都道府県教育委員会等に通知する。